

モデル書式とモデル事例を示してみる！

地域移行計画

地域移行計画書																													
氏名	S 様	性別	男	生年月日	平成1年 8月 17日 (22歳)																								
住所	〒 平田市〇〇町 (仮設)	連絡先		受給者証番号																									
				有効期間	平成 年 月 日																								
(本人)		(家族)		【ニーズ解決のための課題】																									
ニーズ	退院して一人暮らしを始め、将来的には仕事に就きたい。		一緒に住むことはできない。	地域移行支援を利用して退院先の確保と、退院後の生活を入院中から準備する。																									
	7月	8月	9月	10月	11月																								
目標	服薬指導・家事の練習	服薬指導・家事の練習	服薬自己管理確認。作業療法にて個人生活の機会を増やす。デイケア体験利用。1週間の全館管理。	入院治療から外来治療へ移行																									
支援内容	作業療法にて家事(洗濯)の練習を行う。	服薬自己管理確認。作業療法にて個人生活の機会を増やす。デイケア体験利用。1週間の全館管理。	服薬自己管理確認。作業療法にて個人生活の機会を増やす。デイケア体験利用。1週間の全館管理。	外出にて生活用品の準備。外泊の体験にて退院に向けての準備を行う。																									
目標		事業所見学	事業所体験利用	退院後の利用																									
支援内容		いくつかの事業所の見学を行い体験利用の事業所を選ぶ。	実際に日中活動のサービス体験利用してもらいイメージをつかんでもらう。	退院後の利用が決定していればその準備を行う。																									
目標	地域移行支援等サービスの準備	退院先の確保・モバへの維持	退院先の確保・モバへの維持	退院の生活についての調整																									
支援内容	告知の整理と今後の支援について説明。	退院先となる居宅を捜す。ピアノなどの持ちがりにて、退院後の不安解消。	退院先となる居宅を捜し物件の機能が、ピアノなどの持ちがりにて退院後の不安解消。	具体的生活について再確認し、それに沿って計画の見直しを行う。外出にて生活用品の準備。																									
目標		仲間づくり	仲間づくり	仲間づくり																									
支援内容		さくらの木(セルフヘルプグループ)に参加	ピアノ(聴覚障害者のリエン)さくらの木(セルフヘルプグループ)に参加	退院後の利用が決まれば、具体的生活について再確認し、それに沿って計画の見直しを行う。																									
関係機関および担当者一覧表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関(役所)</th> <th>担当者</th> <th>連絡先</th> <th>関係機関(役所)</th> <th>担当者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院(治療・予防)</td> <td>PSW M</td> <td>28-0000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援センター(計画相談・地域生活相談)</td> <td>福祉員 T</td> <td>21-6686</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活保護</td> <td>ワーカー K</td> <td>21-3111</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					関係機関(役所)	担当者	連絡先	関係機関(役所)	担当者	連絡先	病院(治療・予防)	PSW M	28-0000				支援センター(計画相談・地域生活相談)	福祉員 T	21-6686				生活保護	ワーカー K	21-3111			
関係機関(役所)	担当者	連絡先	関係機関(役所)	担当者	連絡先																								
病院(治療・予防)	PSW M	28-0000																											
支援センター(計画相談・地域生活相談)	福祉員 T	21-6686																											
生活保護	ワーカー K	21-3111																											
	計画作成事業所名 平田市障害者相談支援センター 計画作成(委託)日 平成 24年 7月 日 本人確認サイン (保護者)																												

定地域移行支援における障害福祉サービス事業に係る体験的利用・宿泊業務委託契約書

指定地域移行支援における障害福祉サービス事業に係る

体験的利用・宿泊業務委託契約書

委託者 社会福祉法人平田市社会福祉協議会を「甲」とし、受託者 _____ を「乙」とし、甲乙両当事者間において次のとおり業務委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、次に掲げる事務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(1) 業務内容

障害者自立支援法第51条の23第1項及び第2項の規定に基づく指定地域相談支援事業の人員および運営に関する基準における第1章第24条障害福祉サービス事業の体験的な利用 第25条1人暮らしに向けた体験的な宿泊を行うものとする。

(2) 契約期間

契約の日から平成25年3月31日までとする。但し、契約期間満了日の30日前までに甲乙いずれからも契約終了の申し出がない限り、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(委託料)

第2条 障害福祉サービス事業の体験的な利用の委託料の額は国が定める自立支援給付の額(3000円/1日)1人暮らしに向けた体験宿泊の委託料の額は、国が定める自立支援給付の額(夜間支援なし3000円/1日 夜間支援あり7000円/1日)とする。消費税法及び地方税法の規定により算定した「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、この委託料に含む。

(権利義務譲渡等の制限)

第3条 乙は、本契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲が特別に認めるときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(報告の徴収)

委託料
請求書

実績記
録票

体験的利用・宿泊
業務委託に係る責
任者報告書

モデルと具体的な事例の実施で、その地域の地域移行の一步が始まる！

当事者主体の活動を支援する エンパワメント

(本来その人が持っている力を引き出し活かす)

ピアサポーター
の育成

当事者の力っ
てすごいことを
知ってるか
ら...

ピアカウンセリング講座



働く未来の会



愚痴が言える
場って大事
働くには楽しみ
と支える仲間が
必要！！

場づくり!

リーダー支援
障がい種別関
係なく。ちょっと
語り合い、楽し
む場を!



当事者サロン



茶話会

先輩ママから
学びたい
同じ立場だから
わかる地域の
資源。

主体的関わり
ニーズを形に

側面的関わり
一緒にタッグを組んで

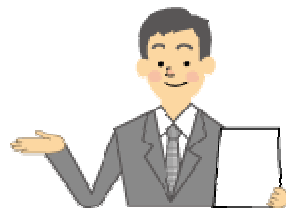
下支え的関わり
リーダーを支援

より専門性が高い機関 との協働・チーム支援

基幹相談支援がすべての分野の高い専門性があるわけではない！



てんかん・発達等の専門医



年金等



高次脳機能障がい



発達障がい

専門機関とのパイプが大事！！

専門機関から
専門的なアドバイス
・見立て
・仕立て
本人への自己理解
家族への障害理解



基幹相談支援

地域の相談支援から
地域の社会資源
紹介・見学同行
体験調整
通常の見守り
暮らしの情報提供

地域の社会資源

半田市では・・・

(H24 高次脳機能障がいの5回講座を名古屋リハセンに依頼)

①高次脳機能障害の原因と判断基準



発達障がい等の研修会にも参加
年金・てんかんにおいても専門家とのパイプを作って・・・。

②高次脳機能障害者へのリハビリと訓練の実際



③高次脳機能障害者への就労支援の実際



④高次脳機能障害者の地域での支援の実際



⑤地域で高次脳機能障害者を支えるために



地域の社会資源

権利擁護・虐待防止に取り組むには

- わが町の虐待防止体制図をどう作る？

⇒行政とともにマニュアル整備をしつつ、具体的な措置先や受理・支援等の流れを検討する。

- 権利擁護・成年後見とはどう連携する？

⇒事例を通じてお互いの役割分担と本人の権利を守るための監視体制(議論できる体制)を作る。
(事業所・後見・相談は半田では別法人)

- 具体的にわが町で実施するには。

⇒事例を通じたワークショップを関係者を交えて行う。順序やルールや虐待とはを共有する。

虐待防止は行政だけでも 相談だけでも事業所だけでも進まない！

虐待担当者会議

我が町では、虐待防止に向けてどのように取り組むのか仕組みを話し合う場はありますか？それは行政だけになっていませんか？

仕組み・マニュアル作りから
相談支援等とともに。。

事業所連絡会



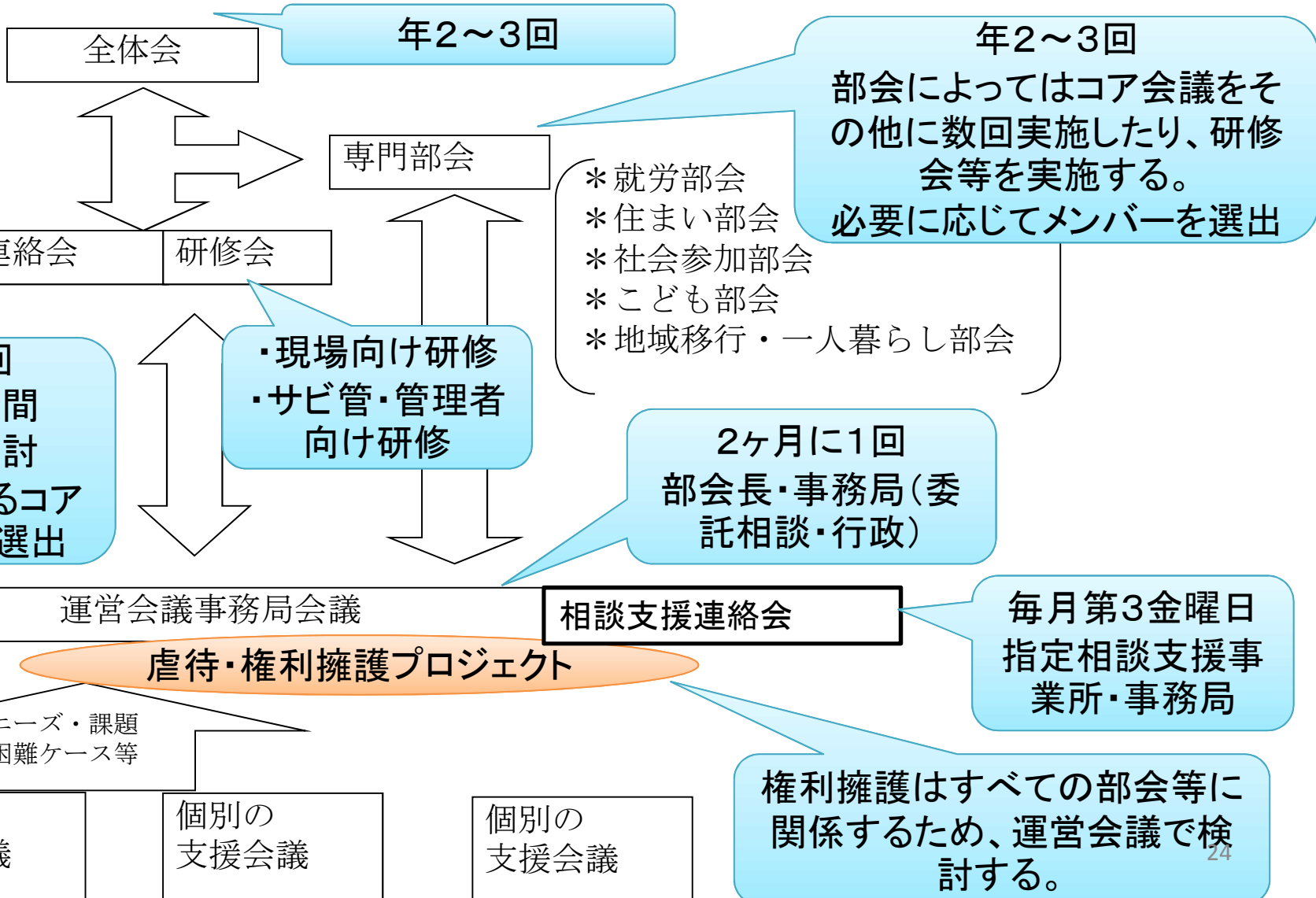
事業所とともに
学ぶ機会を作る！

我が町で虐待のケースが見つかったら。誰がいつどう動くのか。実際の事例でワークショップ。関わる行政機関・相談期間が集まって一緒に考える。

相談支援連絡会



平成24年4月～ (半田市自立支援協議会体制図 案)



半田市基幹相談支援センターの運営ポイント その1

1. まず、わが町の目指すべき相談支援体制図をつくった

- 障がいのある方のライフステージに関わる方と相談支援とは？連携とは？の共有が必要
- 制度の変化を計画的にオペレーション

2. 徹底して現場主義に

- 現状分析が第一歩
- 現場に行くとともに悩む(一人で抱え込まない仕組みを考える)

3. 関係機関、関係者とのチーム支援のために

- お互いの得手不得手を知る弛まない努力(事業所のキーパーソンは名前だけでなく、特性まで知っている)
- 基幹相談だからこそより専門的なアドバイザーを多種多様に持つ(私よりこれに詳しい人を常に探してる)
- 「こんなことがあってね」と毎日、笑顔と涙のフィードバックを大切に

4. 半田市の相談支援・事業所が働きやすい環境の整備が大事

- 相談業務に必要なツール(仕様書、業務書類)は自前で使いやすいものを
- 我が町で具体的に実施するためのルール(手順)をワークショップでシミュレーション

5. 事例検討を積み重ねる

- 半田ではまだ前例のない事例(困難事例)の分析と共有が大事
- 困ったら個別支援会議

半田市基幹相談支援センターの運営ポイント その2

6. 重視している人材の育成

- 内部研修(アセスメントから個別支援会議、その後のフォロー)
- 内部研修(研修企画、地域社会資源をプレゼンなどのOJT)
- 外部研修(先進地に学ぶ)

7. 協議会が権威化、形骸化しないための運営

- わが町の課題、社会資源の強み特性を知らせる(共有する)場を作る
- 協議会の情報収集は相談の毎日のフィードバックからしか成り立たない
- 具体的作業はコア会議で進める、そしてコア会議をモニタリング
- プロジェクトの報告書をまとめるなどのOutput

8. 当事者の力が生きる運営

- 当事者同士の相互の関わりが地域生活を真に支える
- エンパワメント活動の支援

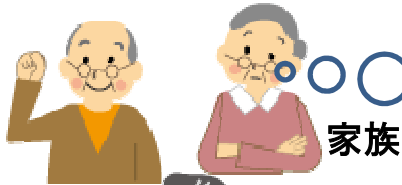
9. 基幹相談支援センターの自己評価、分析を常に意識

- 相談実績の見える化(データ処理)
- SWOT分析と外部評価

10. リーダーの存在と戦略

- チームのマネジメントが的確(出来ることから実施、必ずOutput)
- 財政を見る

最近の相談支援をめぐる現状



計画が必要
だって言うんだ
けど、どうした
らいいんだ？

もう100件越
え！これ以上
立てられない



サービスにつな
がっていない人
の相談は？

一人相談支援
だから、私一人
で悩んじゃって。

自立支援協議
会がちゃんと動
いてないよね。

計画って本当
に必要なんだ
ろうか？

事務量が半端
なくて！



地域移行って
病院との役割
分担は？

サービス等計
画書いてくれる
事業所がない
んです！

